

下松市監査委員公表第1号

令和2年12月18日

下松市監査委員 棟近 昭典

下松市監査委員 中谷 司朗

住民監査請求について

令和2年10月1日付けで提出された「下松市職員措置請求書」による住民監査請求については、別紙「住民監査請求に係る要件審査の結果」のとおり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項に規定する請求の要件を欠き不適法であるため、これを受理しないことが相当であると決定した旨を令和2年12月14日に請求人に通知したので、公表します。

別紙

住民監査請求に係る要件審査の結果

1 請求者

氏名 ●●●●

氏名 ●●●●

2 請求書の受付日

令和2年10月1日

3 本件請求の要旨

請求人から提出された令和2年10月1日付住民監査請求（以下「本件請求」という。）の内容を要約すると、本件請求の要旨は次のとおりである。

下松市子育て支援課が令和元年10月に実施した下松市放課後児童クラブ運営業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「本件審査委員会」という。）は、執行機関の附属機関について定めた地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく条例を定めずに設置された。本件審査委員会はこれまで下松市の直営であった各学童保育所の運営を委託する民間事業者の選定にあたって公正を期すとともに、市民の意見や専門的知見を反映するための委員会であり、附属機関に該当するため条例の制定が必要であり、本件審査委員会の外部委員への報酬の支払いは条例上の根拠がなく不当であるため、下松市長へその弁済を求めるものである。

4 監査委員の判断

法第242条第1項の規定による住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員の財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実によって地方公共団体に損害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合等に、当該行為等を防止し、若しくは是正し、又は当該行為によって当該地方公共団体が被った被害を補填するために必要な措置を講ずべきことを住民が請求できる制度である。

また、住民監査請求は、たとえ違法又は不当な財務会計上の行為、又は怠る事実があるとしても市に財産的な損害が発生し又は発生しようとしていると認められない場合は対象とならない（平成6年9月8日最高裁判決）とされている。

これを本件についてみると、本件審査委員会に対する執行機関の附属機関

の該当性という点については、附属機関の該当性の基準に係る最高裁判例が存在せず、下級審裁判例も見解が分かれているところであり、また、学説についても多岐に分かれていることから、監査委員においてその該当性を判断することはできない。

よって、地方自治法第138条の4第3項に規定される附属機関の設置に係る条例を定めていないことを前提とした外部委員に対する報酬の支払いの不当性について、監査委員において判断することはできない。

次に、市の財産的な損害の発生の有無という点については、外部委員が受けた利益と市が受けた利益との間に差があると認められる場合には、その限度において不当利得返還請求権が生じ、市に財産的な損害が発生すると考えられる。しかし、本件においては地方自治法第138条の4第3項の規定による条例の制定の有無を問わず、實際上、外部委員は附属機関の委員と同様の勤務を成したと考えられることから、外部委員が受けた利益と市が受けた利益は均衡しており、市に財産的な損害は発生していないと考える。

よって、本件請求は地方自治法第242条に定める住民監査請求の要件を欠いているので受理しない。